

生産緑地買取り申出にかかる診断書

記入日 令和 年 月 日

申請者	(ふりがな) -----	男 ・ 女	〒	—
	明・大・昭・平 年 月 日生(歳)		連絡先	()
主治医として本診断書が、生産緑地法第10条に規定する「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」の認定にあたって利用されることに同意します。				
医師氏名		印		
医療機関名			電話	()
医療機関所在地			FAX	()

傷病等に関する診断

上記の申請者に対し、次のとおり診断します。

1. 病名 ① _____ 発症年月日 (平成・令和 年 月 日頃) ② _____ 発症年月日 (平成・令和 年 月 日頃)
2. 所見 (※生産緑地法施行規則第4条「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」のどれに該当するか明記してください。)
※所見欄には、必ず次の生産緑地法施行規則第4条に掲げる「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」のどれに該当するか明記してください。 ①両眼の失明 ②精神の著しい障害 ③神経系統の機能の著しい障害 ④胸腹部臓器の機能の著しい障害 ⑤上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害 ⑥両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害 ⑦上記に掲げる障害に準ずる障害
3. 最終診察日 令和 年 月 日
4. 入院歴 (直近の入院歴を記入) 1. 令和 年 月 ~ 年 月 (傷病名:) 2. 令和 年 月 ~ 年 月 (傷病名:)
5. 症状としての安定性 <input type="checkbox"/> 安定 <input type="checkbox"/> 不安定 <input type="checkbox"/> 不明 (「不安定」とした場合、具体的な状況を記入)
6. 「故障」の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容

* なお、生産緑地法施行規則第4条「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」の認定にあたっては、当該診断書及び現況調査、認定希望者への面談等により農林漁業の継続が事実上不可能であるかを判断し、市長が認定することとなっています。